

使用前確認証

原規規発第2305235号

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口 正範 殿

令和3年4月28日付け令03原機(科研)002(令和3年6月14日付け令03原機(科研)004、令和4年4月7日付け令04原機(科研)003、令和4年8月12日付け令04原機(科研)011、令和4年9月6日付け令04原機(科研)012、令和4年9月29日付け令04原機(科研)015、令和5年2月28日付け令04原機(科研)024及び令和5年3月17日付け令04原機(科研)025をもって一部変更)をもって申請がありました使用施設等については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第55条の2第3項の規定に基づき確認したので、核燃料物質の使用等に関する規則(昭和32年総理府令第84号)第2条の7の規定に基づき、使用前確認証を交付します。

令和5年5月23日

原子力規制委員会